

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 山梨厚生年金 事案 670

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を、12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年10月1日まで  
② 平成14年10月1日から15年8月21日まで

申立期間①の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、同じ会社にずっと勤務していたのに厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成13年10月29日付けで、当初（同年9月12日付け）、24万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額が22万円に訂正されていることが確認できる上、申立人の同僚の標準報酬月額の記録については、同年10月29日付けで、遡った月額変更届による減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立期間①における申立人の標準報酬月額は、当初、平成12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは22万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額が15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務

所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、標準報酬月額が遡って訂正されている者が33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実在即したものと考えるが、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、労働者名簿の記録及び事業主の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員は、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間②において任意継続被保険者であったことが確認でき、事業所が保管する源泉徴収簿に記載された社会保険料額から、申立人の給与から控除されていた保険料は、当該期間当時の国民年金保険料と同額であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 671

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 12 月 27 日まで  
年金記録を確認したところ、A 社における申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされていた。申立期間当時の給与は 48 万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、47 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日の平成 16 年 12 月 27 日付けで、15 年 8 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、当時、A 社の取締役であったが、他の役員は「営業担当の取締役である申立人には厚生年金保険事務に権限を有しておらず、遡及訂正処理には関与していなかったと思う。」と証言している上、雇用保険の記録から、申立人は平成 16 年 12 月 15 日に同社を退職していることが認められることを踏まえると、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要と認められる。

## 山梨厚生年金 事案 672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 48 年 1 月 31 日まで

昭和 48 年 1 月に A 社を退職したが、脱退手当金を受け取った覚えは無く、年金の記録確認に行ったとき、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。脱退手当金の制度も知らず、請求もしていないのに、脱退手当金が支給されたことになっていることに、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立人の脱退手当金は、退職後約 1 か月で支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。